

## ◎ 本会

## 令和元年度 定時総会

日 時：令和元年5月31日(金) 午後1時～  
 場 所：茨城県開発公社ビル 4F 会議室

間中理事の司会により、古川正美副会長が開会宣言をし、定刻通り開催されました。

先づ物故会員への黙祷が行われ、続いて行政書士倫理綱領を唱和し、次に國井会長が挨拶しました。

それから、ご来賓である小野寺俊茨城県副知事のご祝辞、続いて水柿一俊茨城県議会総務企画委員会副委員長、本会顧問である高橋靖水戸市長、同じく本会顧問岡田広参議院議員、同じく本会顧問上月良祐参議院議員の奥様仁美夫人、同じく本会顧問館静馬県会議員、同じく本会顧問八島功男県会議員、同じく本会顧問星田弘司県会議員のご挨拶をいただきました。

ご来賓の紹介の後、茨城県知事表彰、茨城県議会議長感謝状贈呈、茨城県行政書士会会長表彰が執り行われ、それぞれ記念撮影がなされました。受賞者の謝辞をうけて、来賓の皆様が退出後、竹内崇副会長の総会成立宣言があり、審議に入りました。

議長には小島信一代議員（県西支部）、副議長には三橋司代議員（県北支部）が選出され、大庭孝志議事運営委員長による議事運営委員の紹介と、議事運営上の注意事

項の説明がありました。

また、議事録署名人として、菊地富美夫代議員（水戸支部）田向敏雄代議員（鹿行支部）が議長により指名されました。

審議に入り第1号議案「平成30年度事業報告及び決算報告について」が上程され、審議の前に監事から監査報告がなされた後、予め提出された質問書に対し執行役員から回答がなされ、採決に入り第1号議案は原案通り可決されました。

続いて第2号議案「令和元年度事業計画及び収支予算について」が上程されました。予め提出された質問書に対し執行役員から回答がなされた後、採決に入り第2号議案は可決承認されました。

第3号議案「役員の改選について」は、柴田第選挙管理委員長より選挙管理委員が紹介され、続いて國井豊会長の無投票当選が報告されました。その後、副会長の指名、理事、監事の選出がなされ、第3号議案は決しました。

以上で審議が終了し、鳴出広一副会長が閉会のことばを述べ、定時総会は終了しました。

6月3日(月)  
 茨城新聞

6月3日(月)  
 茨城新聞

國井会長の再任を承認  
 行政書士制度を推進

2019年(令和元年)6月3日 月曜日  
 「依頼者の信頼第一」  
 國井会長があいさつ  
 告で運営委員会  
 務行委員会  
 本年度の事  
 じで運営委員会  
 依頼者の信頼  
 第一。社会  
 情勢の変化に対応し、期待  
 上なら、行政書士にとって  
 平成は飛躍の時代だった  
 と振り返り、「行政書士制  
 度を推進」依頼者の信頼  
 を重んじ、成績出しがちな  
 社会的担当者を  
 いたくして、無形の資産を  
 の希実や没落感を防ぐ  
 うる意図で、任期末には件  
 そ運営委員会で、  
 総会に先立ち、國井会長  
 が挨拶をした。國井会長

は「代理権の濫用や地盤向  
 上もしくはかりと社會的敵を  
 してしまった」などとい  
 つじた。社会  
 情勢は次の通り。（教  
 称略）  
 古川美智子議員（県北）  
 竹内崇副会長（県北）  
 門の知見が乏しく「これから  
 もう少し」と社会的敵を  
 してしまった」などとい  
 つじた。社会  
 情勢は次の通り。（教  
 称略）  
 古川美智子議員（県北）  
 竹内崇副会長（県北）  
 6月5日(水)  
 日本工業経済新聞



あいさつにたつ國井会長



若杉先生おめでとうございます！



引き続きよろしくお願ひします！

## ご来賓の皆様

茨城県副知事	小野寺 俊 様
茨城県議会総務企画委員会副委員長	水柿 一俊 様
本会顧問 参議院議員	岡田 広 様
本会顧問 衆議院議員	田所 嘉徳 様
本会顧問 参議院議員	上月 良祐 様
本会顧問 茨城県議会議員	館 静馬 様
本会顧問 茨城県議会議員	八島 功男 様
本会顧問 茨城県議会議員	星田 弘司 様
本会顧問 水戸市長	高橋 靖 様
茨城県総務部地域支援監	村田 隆 様
茨城県総務部市町村課長	清水 浩生 様

## 茨城県知事表彰受賞者

県西支部	筑西市	若杉 國康 様
------	-----	---------

## 茨城県議會議員議長感謝状受賞者

水戸支部	笠間市	岡本 秀一 様
	笠間市	岡野 安治 様
県南支部	阿見町	吉田 憲市 様
県西支部	古河市	森田 信雄 様
県北支部	那珂市	遠藤 実 様
鹿行支部	神栖市	鈴木 昌美 様

## 茨城県行政書士会会長表彰受賞者

水戸支部	水戸市	久須美勝利 様
	笠間市	橋本 勝 様
	水戸市	武弓不二雄 様
	水戸市	小沼 貞雄 様
	水戸市	石川 攻進 様
	水戸市	白田 義夫 様
	笠間市	松江 求馬 様
	ひたちなか市	飛田 司 様
県南支部	つくば市	布川 博 様
	龍ヶ崎市	横山 善英 様
	阿見町	村田 茂子 様
	石岡市	沼田信一郎 様
	つくばみらい市	小島 忠雄 様
	かすみがうら市	川井 義久 様
	土浦市	中川 邦雄 様
県西支部	境町	間中 啓夫 様
	古河市	谷黒 久男 様
	坂東市	鈴木光与志 様
	桜川市	三代 雄一 様
県北支部	高萩市	大部 満穂 様
鹿行支部	神栖市	栗林 豊 様

(支部毎に会員番号順)

## 茨城県行政書士会(総会承認後) 役員名簿

令和元年5月31日			
役職名	支部名	氏 名	事務所所在地
会長	水戸	國井 豊	大洗町
副会長	水戸	郡司 孝夫	水戸市
	県南	渡邊 律三	つくば市
		竹内 崇	かすみがうら市
	県西	飯塚 富雄	常総市
	県北	古川 正美	常陸太田市
	鹿行	嶋田 広一	鉾田市
理事	水戸	安 圭一	水戸市
		加藤 正樹	水戸市
		小島 英樹	水戸市
		清水 健司	ひたちなか市
		木村 司	水戸市
		田上 悟史	水戸市
理事	県南	若山 民雄	石岡市
		松田 秀幸	龍ヶ崎市
		石神 敦子	牛久市
		大澤 泰弘	牛久市
		本郷 勝利	牛久市
		中山 満芳	阿見町
県西	県西	永塚 崇洋	古河市
		堤 義雄	筑西市
		間中 宏	坂東市
		深谷 孝	桜川市
県北	県北	中庭 英俊	那珂市
		吉成 俊勝	東海村
		佐藤 鉄也	神栖市
		塙 由美子	鉾田市
監事	県南	栗屋 熱	取手市
		佐怒賀清子	境町
	県西	木村 司	水戸市
	県南	石井 徹	龍ヶ崎市
支部長	県西	増戸 美幸	筑西市
	県北	三橋 司	日立市
	鹿行	小嶋 幸江	行方市

# 令和元年度 第1回理事会

日 時：平成31年4月25日(木) 午後2時～

場 所：茨城県開発公社ビル 4階 大会議室

出席者：会長、副会長、理事：27名（オブザーバーとして相談役、監事、支部長、事務局長）

## 議題1 審議事項

第1号議案 平成30年度事業報告及び決算報告について、原案通り承認されました。

第2号議案 令和元年度事業計画及び収支予算について、原案通り承認されました。

第3号議案 本会「就業規程」の一部改正について、原案通り承認されました。【別記1】

第4号議案 「業務執行に関する部規程」の一部改正について、原案通り承認されました。

【別記2】

## 議題2 報告事項

ア 代議員等の選出・推薦について、報告がありました。

第5号議案 「茨城県行政書士会封印業務の受託に関する規程」及び「茨城県行政書士会封印委員会運営細則」の一部改正について、原案通り承認されました。【別記3】

第6号議案 「申請取次行政書士管理委員会規程」の改正について、原案通り承認されました。【別記4】

第7号議案 役員中の議事運営委員の選出について、原案通り承認されました。

【別記1～4】の規程改正施行日は平成31年4月25日です。(理事会承認日)

イ 各部からの報告について、其々報告等がありました。

## 【別記1】

### 就業規程第25条改正新旧対照表

旧	新
(定年) 第25条 職員は、満60歳に達した日の属する年度末をもって定年とする。ただし、定年に達する職員が、再雇用を希望した場合は、満65歳に達するまでの期間を限度として再雇用することができる。 この、再雇用期間は1年間とし、毎年更新する。 (以下、第2項掲載省略)	(定年) 第25条 職員は、満60歳に達した日の属する年度末をもって定年とする。ただし、定年に達する職員が、再雇用を希望した場合は、満70歳に達するまでの期間を限度として再雇用することができる。 この、再雇用期間は1年間とし、毎年更新する。 (以下、第2項掲載省略)

## 【別記2】

### 業務執行に関する部規程第8条第7号改正新旧対照表

旧	新
(業務) 第8条 各部は、次に掲げる事項を審議し、その業務の執行にあたる。 (第1号～第6号の掲載省略) (7) 保健風営部 ア 保健所及び車庫証明業務を除く警察関連業務の指導及び連絡に関する事項 イ 保健所及び車庫証明業務を除く警察関連業務の改善に関する企画・立案に関する事項 ウ 保健所及び車庫証明業務を除く警察関連業務の研修計画及び研修会開催に関する事項 エ 保健所及び車庫証明業務を除く警察関連業務に関し県・市町村等との連絡・調整に関する事項 オ 保健所及び車庫証明業務を除く警察関連業務に関し申請窓口への電子化要請に関する事項  (以下掲載省略)	(業務) 第8条 各部は、次に掲げる事項を審議し、その業務の執行にあたる。 (第1号～第6号の掲載省略) (7) 保健風営部 ア 保健所及び社会福祉全般に関する業務並びに車庫証明業務を除く警察関連業務の指導及び連絡に関する事項 イ 保健所及び社会福祉全般に関する業務並びに車庫証明業務を除く警察関連業務の改善に関する企画・立案に関する事項 ウ 保健所及び社会福祉全般に関する業務並びに車庫証明業務を除く警察関連業務の研修計画及び研修会開催に関する事項 エ 保健所及び社会福祉全般に関する業務並びに車庫証明業務を除く警察関連業務に関し県・市町村等との連絡・調整に関する事項 オ 保健所及び社会福祉全般に関する業務並びに車庫証明業務を除く警察関連業務に関し申請窓口への電子化要請に関する事項  (以下掲載省略)

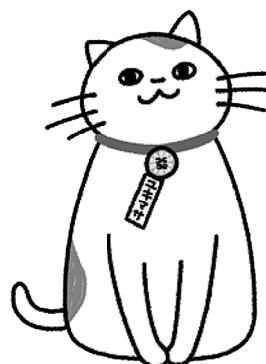
## 【別記3】

茨城県行政書士会 封印業務の受託に関する規程第9条第5項改正新旧対照表

現 行	改正案
(処分事項等) 第9条 略 2~4 略 5 委員会は、第1項各号による処分又は第3項各号による再委託の解除を行った場合には、その者を直ちに丁種会員名簿より削除し、当該運輸支局長等へ報告しなければならない。	(処分事項等) 第9条 略 2~4 略 5 委員会は、第1項各号による処分又は第4項各号による再委託の解除を行った場合には、その者を直ちに丁種会員名簿より削除し、当該運輸支局長等へ報告しなければならない。

茨城県行政書士会封印管理委員会運営細則第5条改正新旧対照表

現 行	改正案
(封印受領証の払出しと所有冊数の上限) 第5条 委員会は、3枚複写式の封印受領証（様式第4号）を30組1冊として調製し、丁種会員に対し、年2回以上の払出し日を定め、有償で払出すものとする。  2 封印受領証の払出しは、使用中のものを含め、個人である丁種会員は1人につき5冊まで、法人である丁種会員は5冊に加えて、本会に所属する社員行政書士の人数に5を乗じた数を上限とする。  3~4 略 5 <新設>	(封印受領証の払出しと所有冊数の上限) 第5条 委員会は、3枚複写式の封印受領証（様式第4号及び第5号）を30組1冊として調製し、丁種会員に対し、年2回以上の払出し日を定め、有償で払出すものとする。 2 封印受領証の払出しは、 <u>様式ごとに</u> 、使用中のものを含め、個人である丁種会員は1人につき5冊まで、法人である丁種会員は5冊に加えて、本会に所属する社員行政書士の人数に5を乗じた数を上限とする。 3~4 略 5 <u>丁種会員名簿に登載されたことがなくなった者は、保有する未使用の封印受領証（一部使用済みのものを含む）を本会へ直ちに全て返戻し、かつ、未使用封印については、交付された各運輸支局長に対し、直ちに全て返戻しなければならない。</u>



様式第4号(細則5条關係)

(A列 4 半)

茨運登封委丁第1号

書求請印封

閩東運輸局 運輸支局長 殿

茨城県行政書士会  
会長

次の登録自動車に取付ける封印（個）を請求します。

新規	予約	完成検査	車検
自動車登録番号	車台番号	確認印	備考
1			適
2			管轄更
3			番号更
4			番号標再交付
5			再封印
			交換

※確認用欄は支局で記載します。

証領受印封

年月日  
運輸支局長 殿 所  
住 氏名又(姓名)会員  
代 稽查者名

### 封印受託者 及び受領印

上記に記載している登録自動車に取付ける封印（個）を確かに受領しました。

行政書士  
名 氏  
事務所所在拠

印職

様式第5号(細則第5条関係・準則第8号様式)。

本式第1号(憲兵第1本隊) 千九百〇九年六月

登封市委第号

証領受印封

目 月 年

封印取付け受託者 茨城県行政書士会  
茨城県水戸市笠原町978番25  
茨城県開発公社ビル5階

下記のとおり封印を受領しました。

11

新規	完成検査	
予保	備 檢	適
管番	轄 変	更
番号	変 更	
番号	標 付	再 交
再 交	封 印	換

印職

(A列1采)

茨城県行政書士会丁種会員様式  
電話029(305)3731



**【別記4】**  
申請取次行政書士管理委員会規程改正新旧対照表

旧	新
<p>申請取次行政書士管理委員会規程 (目的)</p> <p>第1条 この規程は「出入国管理及び難民認定法施行規則」に基づき、茨城県行政書士会（以下「本会」と称す。）を通じ、東京入国管理局長に対し届出を申し出た行政書士及び届出済行政書士（以下「届出者等」と称す。）の管理につき必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図るとともに、適正な職務の遂行を啓蒙することを目的とする。</p> <p>2 略</p>	<p>申請取次行政書士管理委員会規程 (目的)</p> <p>第1条 この規程は「出入国管理及び難民認定法施行規則」に基づき、茨城県行政書士会（以下「本会」と称す。）を通じ、東京出入国在留管理局長に対し届出を申し出た行政書士及び届出済行政書士（以下「届出者等」と称す。）の管理につき必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図るとともに、適正な職務の遂行を啓蒙することを目的とする。</p> <p>2 略</p>
<p>第2条 略</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 委員会は、日行連管理委員会規則第2条の2第2項（単位会に委任する事務）の規定に基づき、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 届出者等に係る届出の管理。</p> <p>(2) 届出者名簿、抹消・懲戒者等連絡書（以下「届出者名簿等」という。）の作成及び管理。</p> <p>(3) 東京入国管理局への届出者名簿等の提出及び届出済証明書の返還並びに東京入国管理局からの届出済証明書の受領</p> <p>(4) 届出者等が茨城県知事により「業務禁止」又は「業務停止」等の懲戒処分を受け、若しくは本会による「廃業の勧告」又は「会員権停止」等の処分がなされた場合、又はその効力を失った場合の日行連管理委員会への通知。</p> <p>(5) 申請取次業務は正勧告及び禁止勧告処分がなされた場合及びその禁止勧告処分の効力を失った場合の日行連管理委員会への通知。</p> <p>(6) 受付拒否者、申請取次業務禁止勧告処分及び申請取次業務は正勧告処分に係る聴聞手続きの実施。</p> <p>(7) ~ (8) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第2条 略</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 委員会は、日行連管理委員会規則第2条の2第2項（単位会に委任する事務）の規定に基づき、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 届出者等に係る届出の審査及び管理。</p> <p>(2) 届出者名簿及び抹消・懲戒者等連絡書（以下「届出者名簿等」という。）の作成及び管理。</p> <p>(3) 東京出入国在留管理局長への届出者名簿等の提出及び届出済証明書の返還並びに東京出入国在留管理局長からの届出済証明書の受領</p> <p>(4) 届出者等が茨城県知事により「業務禁止」又は「業務停止」等の懲戒処分を受け又は本会による「廃業の勧告」若しくは「会員権停止」等の処分がなされた場合、又はその効力を失った場合の日行連管理委員会への通知。</p> <p>(5) 申請取次業務は正勧告及び禁止勧告処分がなされた場合又はその禁止勧告処分の効力を失った場合の日行連管理委員会への通知。</p> <p>(6) 受付拒否者又は申請取次業務禁止勧告処分若しくは申請取次業務は正勧告処分に係る聴聞手続きの実施。</p> <p>(7) ~ (8) 略</p> <p>2 略</p>
<p>第4条～第8条 略</p> <p>(受付拒否事由)</p> <p>第9条 委員会は、新たに申請取次の申出を行った者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、受付を<u>拒否しなければならない</u>。</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(3) 茨城県知事による「業務禁止」または「業務停止」等の懲戒処分を受けている者</p> <p>(4) 本会による「廃業の勧告」または「会員権停止」等の処分がなされている者</p> <p>(5) 外国人の入国・在留手続に関し、刑事裁判で有罪判決を受けたことがある場合。但し、刑の言渡しが効力を失っている場合において、当該有罪判決の原因となった犯罪の時点で届出済行政書士でなかった者について、委員会において、申請取次業務に関し不正行為を行うおそれがないと認めるとき、又は当該有罪判決の原因となった犯罪の時点で届出済行政書士であった者について、刑の言渡しが効力を失ってから5年を経過し、かつ委員会において、申請取次業務に関し不正行為を行うおそれないと認めるときは、この限りでない</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第4条～第8条 略</p> <p>(受付拒否事由)</p> <p>第9条 委員会は、新たに申請取次の申出を行った者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、受付を<u>拒否するものとする</u>。</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 届出手続のために求められている必要書類を本会に提出しない場合。</p> <p>(4) 外国人の入国・在留手続に関し、茨城県知事による「戒告」または本会会長による「会員権停止」処分若しくは「廃業勧告」処分を受けたことがあること。ただし、これらの処分の時から3年を経過した場合はこの限りではない。</p> <p>(5) 外国人の入国・在留手続に関し、茨城県知事による「業務禁止」又は「業務停止」処分を受けたことがあること。ただし、当該処分の時から5年を経過した場合はこの限りでない。</p> <p>(6) 外国人の入国・在留手続に関し、刑事裁判で有罪判決を受けたことがある場合。ただし、刑の言渡しが効力を失っている場合において、当該有罪判決の原因となった犯罪の時点で届出済行政書士でなかった者について、委員会において、申請取次業務に関し不正行為を行うおそれがないと認めるとき、又は当該有罪判決の原因となった犯罪の時点で届出済行政書士であった者について、刑の言渡しが効力を失ってから5年を経過し、かつ委員会において、申請取次業務に関し不正行為を行うおそれないと認めるときは、この限りでない</p> <p>(7) 届出を申し出るにあたり、次のイからニまでのすべての事項を誓約していない場合。</p> <p>イ 許可を受けさせることを目的として、資料の内容が偽りであると知りながら提出しないこと。</p> <p>ロ 申請内容に係る虚偽の説明を行わないこと。</p> <p>ハ 申請人又は入管法上の代理人から直接依頼を受けることなく、第三者を介して依頼を受けた申請を取次がないこと。</p> <p>ニ 届出済証明書有効期間内に、前各号のいずれかに違背し、貴会から申請取次に係る処分を受けた場合、その旨を地方出入国在留管理局に通知されること</p>

<p>(6) 申出の時点において、納期限を過ぎた未納の会費がある者 &lt;新設&gt;</p> <p>2 委員会は、申請取次の更新の届出を行った者が申出の時点において次の事由のいずれかに該当する場合は、受付を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略 3 略 4 委員会は更新届出受付拒否をしようとする場合には、更新届出受付拒否該当者で、かつ次の事由に該当した場合に限り、前項の通知日から30日以内に弁明の機会を付与しなければならない。 (1)～(2) 略 5 前項の事由に該当した更新届出受付拒否該当者は、前項の事由に該当する旨を証明する書面を、弁明の機会の日までに委員会に提出しなければならない。</p> <p><b>第10条 略 (申請取次業務是正勧告)</b></p> <p>第11条 委員会は、地方入国管理局からの情報提供により、届出済者等が不正行為を行っている場合、又は行う虞がある場合には、申請取次業務の是正を勧告することができる。</p> <p>2 略 3 届出者等に是正勧告をする場合には、届出者等に対して事前に聴聞手続を行う。 4 略 5 略 &lt;新設&gt;</p> <p><b>(申請取次業務禁止勧告)</b></p> <p>第12条 委員会は、届出済者等が、その届出済証明書の有効期間中に第9条第1項第3号、第4号及び第5号に該当するに至った場合には、申請取次業務の禁止勧告をしなければならない。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>2 委員会は、届出者等に禁止勧告をする場合には、届出者等に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。 3 委員会が禁止勧告をしたときは、日行連管理委員会へ通知しなければならない。</p> <p>4 申請取次業務の禁止勧告を受けた届出者等は、禁止勧告を受けた日から60日以内に限り、日行連管理委員会に対して、第2項の聴聞手続の採決に関する異議の申立を行うことができる。 5 申請取次業務の禁止勧告を受けた届出者等で前項の異議申立を行わない者または異議申立に理由がないとの採決を受けた者は、届出済証明書を本会経由で東京入国管理局へ返還しなければならない。</p> <p><b>(弁明の機会に関する手続)</b></p> <p>第13条 第9条第1項及び第12条に基づく弁明の機会に関する手続については、会則の例による。</p>	<p>ホ 届出後、受付拒否事由に該当した場合は、直ちに届出済証明書を本会を通じ地方出入国在留管理局に返還すること。</p> <p>(8) 申出の時点において、納期限を過ぎた未納の会費がある者 (9) 行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違背したことが判明した場合。</p> <p>2 委員会は、申請取次の更新の届出を行った者が申出の時点において次の事由のいずれかに該当する場合は、受付を拒否するものとする。 (1)～(3) 略 3 略 4 委員会は更新届出受付拒否をしようとする場合には、更新届出受付拒否該当者で、かつ次の事由に該当した場合に限り、聴聞を行う。</p> <p>(1)～(2) 略 5 前項の事由に該当した更新届出受付拒否該当者は、前項の事由に該当する旨を証明する書面を、聴聞の日までに委員会に提出しなければならない。</p> <p><b>第10条 略 (申請取次業務是正勧告)</b></p> <p>第11条 委員会は、次のいずれかに該当する場合は、申請取次業務の是正を勧告するものとする。</p> <p>(1) 届出有効期間内に届出者等の外国人の入国・在留手続に関する不正行為等があった場合。 (2) その他届出有効期間内に申請取次行政書士たるにふさわしくない非行があった場合。</p> <p>2 略 3 届出者等に是正勧告をする場合には、届出者等に対して事前に聴聞を行う。 4 略 5 略 <b>(届出済証明書の返還)</b></p> <p>第11条の2 次のいずれかに該当する場合は、届出済行政書士は届出済証明書を本会を通じ東京出入国在留管理局に返納するものとする。</p> <p>(1) 行政書士法第16条の5（行政書士の入会及び退会）第3項に該当するに至った場合。 (2) 行政書士法第14条（行政書士に対する懲戒）第2号及び第3号の規定による「業務停止」、又は「業務禁止の処分」を受けた場合。 (3) 届出後、第9条に規定する受付拒否事由に該当するに至った場合。 (4) 申請取次業務の是正を勧告された者が、第12条第5項の異議申立を行わない場合、又は異議の申立に理由がないと裁決された場合。</p> <p><b>(申請取次業務禁止勧告)</b></p> <p>第12条 届出済行政書士が、外国人の入国・在留手続に関し、刑事裁判で有罪判決を受けた場合、委員会は、3年以内の期間を定めて申請取次業務の禁止を勧告するものとする。ただし、刑の言渡しがその効力を失っている場合はこの限りでない。 2 届出済行政書士が、前条に規定する業務の是正勧告を受けたにもかかわらず、相当の期間内にその是正をしない場合には、委員会は、3年以内の期間を定めて申請取次業務の禁止を勧告するものとする。</p> <p>3 委員会は、申請取次業務の禁止を勧告しようとする場合には、聴聞を行う。</p> <p>4 委員会は、申請取次業務の禁止を勧告した場合、その旨を東京出入国在留管理局及び日行連管理委員会に通知する。 5 申請取次業務の禁止を勧告された者は、日行連管理委員会に異議の申立を行うことができる。</p> <p>6 申請取次業務の禁止を勧告された者が、前項の異議の申立を行わない場合、又は異議の申立に理由がないと裁決された場合には、届出済証明書を本会経由で東京出入国在留管理局に返還する。</p> <p><b>(聴聞手続)</b></p> <p>第13条 聆聞手続については、行政書士法に係る聴聞等手続規則の例による。</p>
---	--

# 令和元年度 第2回理事会

日 時：令和元年6月12日（水）午後2時20分～

場 所：水戸京成ホテル 3階 翡翠の間

出席者：会長、副会長、理事：25名（オブザーバーとして監事、支部長、事務局長）

## 議題1 審議事項

- 第1号議案 業務執行部員の委嘱について、原案通り承認されました。
- 第2号議案 専門委員の委嘱について、原案通り承認されました。
- 第3号議案 綱紀委員会委員の委嘱について、原案通り承認されました。
- 第4号議案 会員指導委員会委員の委嘱について、原案通り承認されました。
- 第5号議案 中請取次行政書士管理委員会委員の委嘱について、原案通り承認されました。
- 第6号議案 顧問の委嘱について、原案通り承認されました。
- 第7号議案 日行連代議員の選出について、原案通り承認されました。
- 第8号議案 会費の減免について、原案通り承認されました。

## 議題2 報告事項

- ア 広報・監察部支部通信員について、報告がありました。
- イ 暴力団等排除総合対策委員会委員について、報告がありました。
- ウ 封印管理委員会委員について、報告がありました。
- エ 特定行政書士委員会委員について、報告がありました。
- オ 令和元年度行政書士試験試験場責任者について、報告がありました。

## 議題3 その他

- ア 会議開催等に係る事務局からのお願い
- イ 令和元年度本会役員等主な日程について

## 顧問

役職名		氏名
顧問	参議院議員	岡田 広
同	衆議院議員	田所嘉徳
同	参議院議員	上月良祐
同	茨城県議会議員	藤嶋正孝
同	同	館 静馬
同	同	八島功男
同	同	星田弘司
同	同	遠藤 実
同	水戸市長	高橋 靖

## 日行連代議員

役職名	氏名
本会副会長	飯塚富雄
本会副会長	古川正美
本会副会長	嶋田広一
本会副会長	郡司孝夫
茨政連幹事長	阿部克己
県南支部長	石井徹

## 令和元年度行政書士試験場責任者

役職名	氏名
総務部副部長	本郷勝利

## 業務執行部員及び専門委員

部名	担当副会長	理 事 名	専門委員
総務部	飯塚富雄	部長 間中宏	後藤太一 三瓶賢二
		副部長 本郷勝利	
		部員 清水健司	
		部員 堤義雄	
広報・監察部	嶋田広一	部長 石神敦子	
		部員 堀由美子	
		部員 吉成俊勝	
国土農地部	竹内崇	部長 中庭英俊	久保朋央
建設部	竹内崇	部長 若山民雄	
運輸交通部	渡邊律三	部長 深谷孝	小野崎佳昭
		副部長 佐藤鉄也	
環境部	竹内崇	部長 木村司	阿部克己
保健風営部	郡司孝夫	部長 中山満芳	
		副部長 小島英樹	
国際部	渡邊律三	部長 松田秀幸	
		副部長 加藤正樹	
市民法務部	古川正美	部長 永塚崇洋	中村祐治
		副部長 田上悟史	
		部員 安圭一	
		部員 大澤泰弘	

## 綱紀委員会

役職名	氏 名
委 員	宮 崎 利 章
委 員	牧 野 正 人
委 員	小 嶋 信 行
委 員	古 市 人 見
委 員	田 向 敏 雄

## 申請取次行政書士管理委員会

役職名	氏 名
委員長	柴 本 勇
副委員長	中 村 祐 治
委 員	松 田 秀 幸
委 員	藤久保 幸

## 会員指導委員会

役職名	氏 名
委員長	飯 塚 富 雄
副委員長	嶋 田 広 一
委 員	間 中 宏
委 員	石 神 敦 子
委 員	田 上 悟 史
委 員	中 庭 英 俊

## 特定行政書士委員会

役職名	氏 名
委員長	木 村 司
副委員長	安 圭 一
委 員	佐 藤 鉄 也

## 封印管理委員会

役職名	氏 名
委員長	佐 藤 鉄 也
副委員長	深 谷 孝
委 員	小野崎 佳 昭

## 支部通信員

役職名	氏 名
水戸支部	梶 山 伸 治
県南支部	瀧 谷 輝 男
県西支部	池ノ上 久 利
県北支部	飛 田 憲 明
鹿行支部	大 槻 茂

## 暴力団等排除総合対策委員会

役職名	氏 名
委員長	郡 司 孝 夫
副委員長	大 内 篤 一
委 員	中 山 満 芳

## ◎ 総務部

### 就任挨拶

総務部長 間中 宏

このたび総務部長を担当させていただくこととなりました県西支部の間中でございます。引き続き、連続3期目の拝命となります。今期も一生懸命に務めさせていただく所存であります。

法や制度の目的に沿った本会の運営に資するよう会則・諸規程の制定及び改正の推進をはじめ、前総務部時に企画立案しました事業計画を実現実行する

ために、しっかりと取組んで参る所存です。

また、現状の諸課題につきましても臨機応変かつ慎重に対応してゆきたいと考えております。

國井会長のもと、飯塚副会長、本郷副部長、清水部員、堤部員、後藤専門委員、三瓶専門委員と力を合わせ、一丸となって会務を遂行して参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



本郷、清水、飯塚、間中、堤

### 第1回 総務部会

日 時：平成31年4月8日（月）  
午後2時～午後4時30分

場 所：茨城県行政書士会事務局

出席者：飯塚副会長、間中部長、本郷副部長、  
三瓶部員、大川部員

内 容：

議題1 県庁訪問について

- ・市町村課など関係部署に新年度のご挨拶等をかね訪問しました。

議題2 理事会上程議案について

・4月理事会に上程予定の議案について検討・確認を行いました。

議題3 次期総務部への引継事項等について

- ・次期総務部への引継事項等について検討しました。

議題4 総会時の役員配置計画等について

- ・本会定時総会に向けて、役員の配置計画等を検討しました。

議題5 その他

- ・事務局長より会務に関する報告等がありました。

### 第2回 総務部会

日 時：令和元年5月16日（木）  
午後2時～午後4時

場 所：茨城県行政書士会事務局

出席者：飯塚副会長、間中部長、本郷副部長、  
三瓶部員、大川部員

内 容：

議題1 総会時の役員配置計画等の最終確認・調整について

- ・令和元年度総会・大会役割分担表、進行予

定表、表彰者名簿等の資料をもとに、最終確認等を行いました。

議題2 次期総務部への引継事項等について

- ・前回部会までにまとめた引継事項等について最終的な確認と調整を行いました。

議題3 その他

- ・事務局長より会務に関する報告等がありました。

# ◎ 広報・監察部

## 就任挨拶

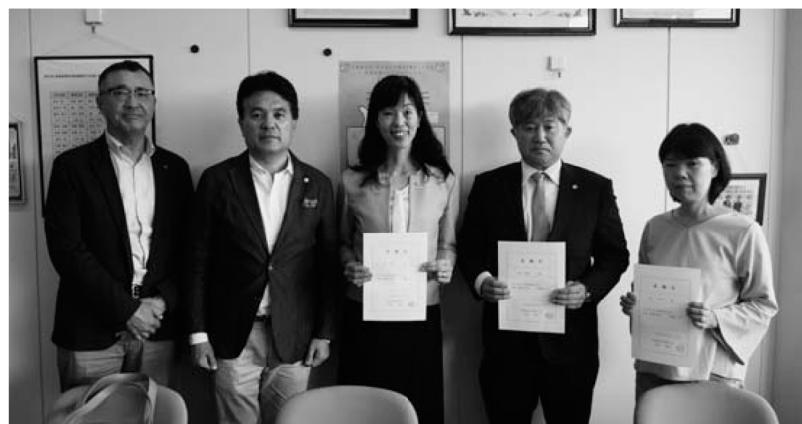
広報・監察部長 石神 敦子

このたび、広報・監察部長を拝命いたしました石神敦子と申します。前期より、広報・監察部の一員として活動に携わらせて頂き、同部の活動の奥深さを実感するとともに、身の引き締まる思いで気持ちも新たに任にあたりたいと存じます。

広報・監察部では行政書士制度の周知・PRを魅力的に展開し、監察活動を適正に行うことにより、

より多くの方々に行政書士を身边に感じて頂き、会員の皆様の円滑な業務のための環境を整え、周囲の方々とのさらに良好な関係作りの一助となれば幸いです。

歴代の広報・監察部長はじめ関係者の方々のご尽力下さったものを引き継ぎつつ、より良いものを産み出せるよう、部一同、努力して参りますので、ぜひ皆様のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。



嶋田、國井会長、石神、吉成、塙

## 第1回～第6回 広報・監察部会

**日 時：**第1回 平成31年4月4日(木)  
午後1時30分～午後4時  
第2回 平成31年4月16日(火)  
午前10時～午前11時30分  
午後1時～午後4時30分  
第3回 平成31年4月25日(木)  
午前10時30分～午後1時  
第4回 令和元年5月13日(月)  
午前10時30分～午後1時  
第5回 令和元年5月20日(月)  
午前10時30分～午後1時  
第6回 令和元年6月18日(火)  
午前10時30分～午後3時

**場 所：**茨城県行政書士会事務局  
(第2回のみ写真撮影のため茨城県庁も)

**出席者：**嶋田副会長、遠藤部長(第5回まで)、坂本副部長(第5回まで)、石神部員(第6回より部長就任)、吉成副部長(第6回より)、塙部員(第6回より)、冷岡専門委員(第5回まで)

### 内 容：

#### 第1回～第5回

「行政いばらき6月号」発行について編集作業を行いました。

また、「季のきらめきVol.8(茨城国体応援号)」発行について編集作業を行いました。

#### 第2回

上記編集作業のほか、県庁で「季のきらめきVol.8(茨城国体応援号)」に掲載するための写真撮影を行いました。

#### 第6回

毎年10月に行っている行政書士制度広報月間の取り組みについて協議しました。

また、「行政いばらき8月号」発行について編集作業を行いました。

## ◎ 國土農地部

### 就任挨拶

國土農地部長 中庭 英俊

このたび、國土農地部長を拝命致しました県北支部の中庭英俊と申します。前久保部長の後を引き継いで、國土農地部の会務を担当させて頂く事となりました。微力ではありますが、先輩各位並びに会員の皆様方のご指導ご鞭撻賜りながら、職務に邁進していく所存であります。

さて、令和元年度國土農地部の事業計画ですが、  
 ① 都市計画法関係研修会の実施 ② 農地法関係研修会の実施 ③ 情報交換会の実施 ④ 制度推

進及び職域の確保といった事業を予定しています。

都市計画法をはじめ農地法に精通している会員の皆様はもとより、新人の会員の皆様にも研修会には積極的に参加をお願い致します。

また、会員の皆様がより一層円滑に業務を推進することができますよう、竹内副会長、久保専門員のお力添いのもと精一杯職務を務めて参りますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。



久保、中庭、竹内

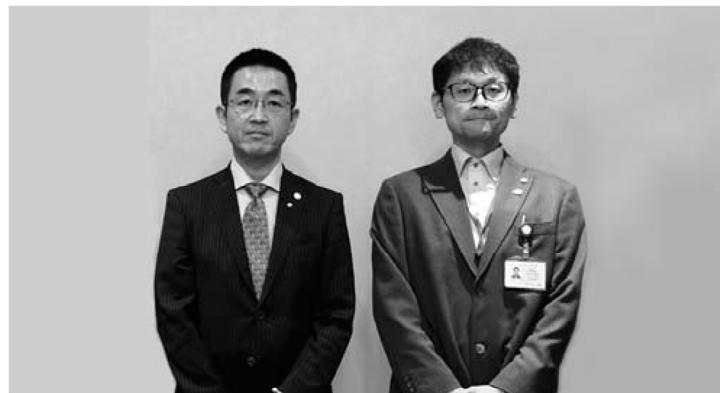
## ◎ 建設部

### 就任挨拶

建設部長 若山 民雄

この度、建設部長に就任致しました県南支部の若山です。まだまだ若輩者ではございますが、会員の皆様に御指導御鞭撻を賜りつつ、職務に邁進させて頂きます。

会員の皆様がより一層円滑に業務を行うことができるよう、竹内副会長のお力添えのもと、微力ながら精一杯に重責を全うさせて頂きますので、宜しくお願ひ致します。



竹内、若山

# 第1回 建設部会

日 時：令和元年7月3日（水）  
午後2時～午後5時

場 所：茨城県行政書士会事務局

出席者：竹内副会長・若山部長・木村・久保

## 内 容：

議題1 今年度の事業計画の検証

議題2 業務研修会について

・第1回 令和元年10月21日

講師：土木部管理課

内容：建設業法改正について（予定）

・第2回 令和2年2月初旬

講師：外部講師依頼予定  
（株）ワイズなど

内容：未定

議題3 関係官庁・団体との関係強化について

・土木部監理課との意見交換会を実施

（一社）茨城県建設業協会などが開催する研修会  
におけるPR活動

議題4 制度推進について

・経営者研修会での制度PR活動（県内5箇所）

※今年度は開催済み

議題5 北関東三県行政書士会 意見交換会

・来年1月から3月にかけて実施予定の交換会に  
参加

## ◎ 環境部

### 就任挨拶

環境部長 木村 司

環境部長を引き続き担当します木村司です。よろしくお願ひいたします。

茨城県廃棄物対策課や茨城県産業資源循環協会との情報交換を密にして関係強化を図っていくとともに、業務研修会については、ネットでは得られない環境作りに努め、会員の皆様の能力向上に貢献していきたいと思います。

また、一般の事業者の皆様を対象に、新規更新の収集運搬業講習会受講者を対象として考査終了時に、行政書士のPR及び許可申請にかかる無料相談の場の設定を引き続き実施します。一般事業者向けには、行政書士の存在をアピールし、産廃に関連した申請届出に行政書士の関与が高まるよう活動していきます。



阿部、木村、竹内

## ◎ 運輸交通部

### 就任挨拶

運輸交通部長 深谷 孝

運輸交通部長を引き続き担当します、県西支部の深谷孝です。

宜しくお願い致します。

一昨年に封印制度の法改正があり、その後実情に合わせ取扱いの変更がありまだ調整が続いています。またOSS申請の推進のため取扱いの変更もあります。

引き続き関係各所との連絡を密にし、渡邊副会長、佐藤副部長、小野崎専門員とともに信頼関係の強化に注力する一方。

環境の変化をチャンスとして、会員の皆様への情報提供を行うこと及び実務研修を通して事務面の能力向上に寄与してまいります。



佐藤、深谷、渡邊

## ◎ 保健風営部

### 就任挨拶

保健風営部長 中山 満芳

このたび保健風営部長に就任いたしました中山満芳と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

保健風営部は、これまでも業務研修会を中心に会員の皆様のスキルアップを目標に努力して参りましたが、今後も同様に茨城県及び関係機関との意見交

換を積極的に行うとともに、部外講師による業務研修会を行い、的確な情報を会員の皆様に還元できますよう、郡司副会長、小島副部長と共に努力して参りたいと思いますので、会員の皆様、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。



中山、郡司、小島

## ○ 国際部

### 就任挨拶

国際部長 松田 秀幸

令和元年度、国際部の部長職を拝命いたしました  
県南支部選出の松田秀幸と申します。

昨年末からの報道等でご存知かと思いますが、一定の要件を満たした方の日本国内での単純労働従事を可能とする入管法の法改正がなされ、4月1日より施行されております。同時に、上記の活動に従事する外国人を様々な面から支援する登録支援機関への登録申請も始まりました。

このような大きな変化を安穏として見ているのか、積極的に取り組むかで、国際業務分野における行政書士の地位は大きく変化してくるものと思われます。

国際部といたしましては、会員の皆様の国際業務分野での活躍の一助となれますよう、様々な情報提供・活動展開をしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。



加藤、木久田、渡邊

### 第1回 国際部・申請取次行政書士管理委員会合同部会

**日 時：**令和元年6月27日（木）  
午後2時～午後4時

**場 所：**茨城県行政書士会事務局

**出席者：**渡邊副会長、松田国際部長・申取委員、  
加藤国際副部長、柴本 申取委員、  
中村 申取委員、藤久保 申取委員

#### 内 容：

- 議題1 申請取次行政書士管理委員会 委員長・副委員長 選任について
- 議題2 今年度の研修実施スケジュール・役割分担等について
- 議題3 次回の部会実施について
- 議題4 その他

## ◎ 市民法務部

### 就任挨拶

市民法務部長 永塚 崇洋

行政書士業務は大きく、「許認可」と「民事法務」に分けることができます。茨城県行政書士会では、許認可是その該当する分野に応じて、専門の各業務部が担当するのに対し、その他の許認可業務や新規業務に加え、相続や企業支援などの民事法務全般を市民法務部が一手に担っております。

許認可是、行政書士がほぼ独占する業務です。その反面、民事法務は間口が広い反面、他士業と競合する場面も多々起こります。そこで、人工知能（AI）の進化により典型業務が激減するであろうと言われる昨今、他士業に負けない行政書士として勝ち残るために、個別的ケースに応じたコンサルティング

能力の向上が必須であると考えます。

市民法務部の分掌する職務として、一般市民に向けた市民相談センターの開設、小中学校での法教育などの社会貢献事業もありますが、メインとなる市民法務及び企業支援といった「現業」に重点を置き、研修会や情報提供を通じて、会員の皆様のお役に立てるような活動をしていく所存です。

私も中学時の水泳部長以来、30年ぶりの部長職ですが、過去2期、市民法務部で培った経験を活かし、若さと経験を兼ね備えたメンバーと共に頑張っていきますので、皆様のご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。



中村、永塚、大澤、安、古川、田上

### 第1回 市民法務部会

**日 時：**令和元年6月28日（金）  
午後2時～午後5時30分

**場 所：**茨城県行政書士会事務局

**出 席 者：**古川副会長、永塚部長、田上副部長、  
安部員、大澤部員、中村専門委員

**内 容：**今年度事業について

実施予定事業全般（各種研修会、市民相談センター、法教育など）について、協議しました。また、今年度の新入会員合宿研修を9月20、21日に大洗町にて実施することに決定しました。

#### ＜事業報告＞

- 6月13日 古河創業支援ネットワーク連携会議（古河市）に、部長が出席。
- 6月13日 第2回 法教育講師養成研修会を実施。
- 6月28日 土浦創業・事業承継支援ネットワーク打合せ会（土浦市）に、部長が出席。
- 6月28日 八士会連絡協議会（水戸市）に、会長・副会長・部員が出席。
- 7月19日 所有者不明土地等に関するセミナー（さいたま市）に副会長が出席。
- 7月22日 第2回 茨城県創業支援ネットワーク会議（水戸市）に部長が出席。

## ◎ 申請取次行政書士管理委員会

### 第1回 届出済証新規交付研修会

日 時：令和元年5月29日（水）  
午前10時30分～正午

場 所：茨城県開発公社ビル2階中会議室

出席者：松田秀幸委員

#### 内 容：

届出済証明書の新たに取得する会員に向けて、申請取次制度の概要、実務上の注意事項等について、事例を交えつつ解説を行った。参加者全員に受講証の交付と、届出済証明書が作成されている参加者には証明書の交付を行った。



柴本、藤久保、中村、渡邊、松田、加藤

## ◎ 会員指導委員会

### 令和元年度第2回、第3回会員指導委員会

日 時：令和元年5月9日（木）、6月6日（木）  
午前10時30分～午後1時

場 所：茨城県行政書士会事務局

出席者：飯塚委員長、嶋田副委員長、安委員、  
中山委員、間中委員、遠藤委員

#### 内 容：

##### 議題1 会費滞納会員への対応

滞納状況確認の後、会則第90条第1項の規定に基づく個々への対応（調査、呼出の必要性）について検討しました。

議題2：会員への苦情対応案件毎対応を検討しました。

議題3：コンプライアンス研修会について  
8月から開催の新コンプライアンス研修会について検討しました。

##### 議題4：その他

新執行体制下の会員指導委員会へむけて、引継事項等を確認しました。

会議終了後、職務上請求書の払出、コンプライアンス研修会の開催を実施しました。

## ◎ 特定行政書士委員会

### 第1回 委員会

日 時：令和元年7月5日（金）  
午前10時30分～正午  
場 所：茨城県行政書士会事務局  
出席者：郡司副会長、木村委員長、  
安副委員長、佐藤委員

#### 内 容：

議題1：今年度の申込者確認  
16人申込 \*昨年は7人  
議題2：講義、考查日程と担当者決定

#### (1) 講義

8月21日(水)	9:30～15:45
最初全員その後	郡司 木村
8月28日(水)	9:30～15:25
安 佐藤	
9月4日(水)	9:30～16:25
安 佐藤	
9月11日(水)	9:30～16:15
郡司 木村	

#### (2) 考査

10月20日（日）12:30～ 全員で対応

#### 議題3：業務研修会

##### ・第1回

対象：特定行政書士及び今年度受講者

講師：鎌田 淳会員（守谷市）

内容：特定行政書士業務ガイドライン第2版からの解説と意見交換会

実施日：令和元年9月25日（水）18時から  
茨城県開発公社ビル2階会議室

##### ・第2回

対象：全会員

講師：糸賀良徳弁護士に依頼

内容：事実関係、争点のとらえ方、考え方及び立証方法について

#### 議題4：来年の新春交流会

当日の講話を行政書士会が、田所嘉徳代議士に依頼する場合は後援する



佐藤、木村、安

## ◎ 封印管理委員会

### 第1回 丁種出張封印事前研修会

日 時：令和元年6月14日（金）  
午後1時30分～午後4時  
場 所：茨城県開発公社ビル1階中会議室  
出席者：委員長佐藤鉄也 副委員長深谷孝  
講師名 委員長 佐藤鉄也  
出席者数：第一部 14名 第二部 15名



研修会の様子

## 第2回 封印管理委員会

日 時：令和元年6月17日（月）  
午後4時30分～午後5時

場 所：茨城県行政書士会事務局

出席者：委員長佐藤鉄也 副委員長深谷孝

### 内 容：

受領証拝出し及び運輸支局への丁種会員名簿提出  
日程について協議した結果、以下のとおりとなりま  
した。  
払出日時…7月24日は午後1時から午後3時、10  
月9日、12月17日及び令和2年3月  
24日は午前10時から正午  
名簿提出日…7月16日、12月14日



深谷、佐藤、渡邊

